

休日救急診療当番医について

当番医制度は、あくまでも「急病患者さん」のためのものです。いわゆる「夜間診療所」という意味での当番医制度ではありません。

～急病についての問合せ先～

◆発熱や腹痛などの初期救急が必要なとき、受診できる医療機関をお知らせします。

【帯広市急病テレホンセンター】

☎ 0155-26-1099 (フリーダイヤル)

▽年中無休・24時間対応

【北海道救急医療情報案内センター】

☎ 0120-20-8699 (フリーダイヤル)

☎ 011-221-8699 (携帯電話/PHS)

HP <http://www.qq.pref.hokkaido.jp/>

▽年中無休・24時間対応

問 豊頃消防署 ☎ (574) 2310

**豊頃医院・歯科診療所
『休診日のお知らせ』**

- 日曜祝日、土曜日(第2・第4)は、休診日です。12月は13日(豊頃医院のみ)、27日が休診日です。
- ☆休診日変更のお知らせ☆
- 歯科診療所:13日(土)→6日(土)に変更
- ☆夜間診療日のお知らせ☆
- 豊頃医院:毎週火曜日
※17:00～19:00(18:30受付終了)
- 歯科診療所:毎週水曜日
※事前予約が必要になります。

【有資格者】
平成27年1月1日現在豊頃町内に居住し、平成27年3月31日現在満20歳以上の方(平成7年4月1日以前の出生者)のうち、次のいずれかに該当する方。
①30アール以上の農地を有し、耕作の業務を営む経営主
②右記の方の同居の親族またはその配偶者で、年間概ね60日以上耕作に従事している方
※今回配布する申請書には、現在の選挙人名簿に記載されている有資格者について記載してありますので、該当しない場合は削除願います。また、字句などに誤記があれば訂正願います。新たな有資格者については、空欄へ追加記入願います。

農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を提出して下さい

必要事項を記入・確認のうえ押印し、専用の封筒に入れて封をし、各行政区長に提出してください。
なお、法人については、農業委員会へ直接提出してください。

【提出期限】

平成27年1月13日が行政区長から農業委員会事務局への提出期限となりますので、有資格者の皆さんは、お早めに各行政区長までお届けくださるようお願いいたします。

**豊頃町スキー協会
検定試験受験料助成**

豊頃町スキー協会では、今シーズンスキー検定試験に合格した方に受験料の2分の1の金額を助成します(上限1万円)。
予算に限りがありますので申請はお早めにお願いたします。

豊頃医院からのお知らせ

平成27年1月より、豊頃医院正面玄関、内側扉の開扉時間が午前8:00になります。ご理解のほどよろしくお願いたします。なお外来受付表は、風除室内に設置致します。

社会福祉協議会事務所移転のお知らせ

平成27年1月1日付で豊頃町福祉センター(旧茂岩河川事務所 茂岩栄町102番地)に移転します。(業務開始は1月6日から) 電話、FAX番号は変わりません。
問 社会福祉協議会 ☎ (574) 3143
勤務先・施設課 ☎ (574) 2215 加藤

■おくやみ (10月20日～11月19日届出分)

名前	年齢	死亡年月日	住所
熊島 正 さん	61歳	26.10.25	中央新町
松本 ミツ さん	95歳	26.11.11	茂岩末広町

■寄附

住所	名前	目的
【町寄附分】		
豊頃南町	堀田 幸子 様	社会福祉増進のため
中央若葉町	渡辺 主雄 様	ふるさと振興のため
【社会福祉協議会寄附分】		
中央新町	野坂千代子 様	社会福祉増進のため
茂岩フラワー教室 代表	脇坂 榮子 様	ふれあいフェスティバル売り上げを社会福祉増進のため
ECO! エコ! もったいない運動 商品回収を換金を社会福祉増進のため		

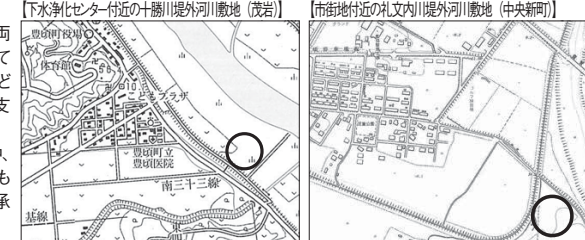
交通規制のお知らせ

- ①大津広尾海岸線⇨非除雪区間のため通行止め
場所>長節沼地先
期間>平成27年4月1日まで
時間>終日
所置>役場施設課 ☎ (574) 2215
- ②長節海岸線⇨非除雪区間のため通行止め
場所>井下宅地先
期間>平成27年4月1日まで
時間>終日
所置>役場施設課 ☎ (574) 2215
- ③新和町1号支線⇨非除雪区間のため通行止め
場所>茂岩新和町地先
期間>平成27年4月15日まで
時間>終日
所置>役場施設課 ☎ (574) 2215
- ④道道1051号湧洞線⇨非除雪区間のため通行止め
場所>湧洞沼地先
期間>平成27年4月20日14時まで
時間>終日
所置>帯広建設管理部浦幌出張所 ☎ (576) 21326



除雪にご協力を!

- 一市街地域の皆さんへ一
除雪車両による作業の際、駐車車両やごみステーションなど、路上に放置されている物件があると、除雪の妨げや破損などの原因になります。状況を確認のうえ、支障のないよう移動願います。
なお、通常の方法での除雪作業中、道路敷地内の物件に破損などを生じても損害賠償には応じられませんので、ご了承願います。
- 一農村地域の皆さんへ一
母子・老人家庭などの除雪は例年同様実施しますが、敷地内への回路がない場合や除雪する場所に農機具などがあると除雪ができませんので、除雪車の進入路を確認し、支障物件を移動していただくなど、円滑な除雪作業にご協力願います。



- ＝雪捨て場＝
右の場所を雪捨て場としますので、ご利用ください。(案内看板が設置してあります) 雪以外のごみ等は捨てないでください。

※路上や公共駐車場に駐車中の車両は、除排雪作業に大変支障があるのでお気をつけください。

問 役場施設課 土木係 ☎ (574) 2215

広報とよこ 社協だよ 役場だよ その他/おくやみ/寄附